

## 県作成パンフレットの抜粋

### 大気関係選任対象施設（有害物質を発生するばい煙発生施設） （業種によって、法律の対象か条例の対象が変わります。）

項番号	施設の種 類	施設の 使用用途	能 力・規 模
9	焼成炉及び溶融炉	ガラス又はガラス製品の製造用（原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を使用するものに限る。）	火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
14	焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	原料処理能力 0.5 t/時以上 火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 羽口断面面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 バーナー燃焼能力 20ℓ/時以上
15	乾燥施設	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用	容量 0.1 m <sup>3</sup> 以上
16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造用	原料塩素処理能力 50kg/時以上 （塩化水素にあつては塩素換算量）
17	溶解槽	塩化第二鉄製造用	
18	反応炉	活性炭の製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る。）	バーナー燃焼能力 3ℓ/時以上
19	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	化学製品製造用（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料塩素処理能力 50kg/時以上 （塩化水素にあつては、塩素換算量）
20	電解炉	アルミニウム製錬用	電流容量 30kA以上
21	反応施設、濃縮施設、 焼成炉及び溶解炉	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料製造用（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）	原料磷鉱石処理能力 80kg/時以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
22	凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	弗酸製造用（密閉式のものを除く。）	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 ポンプの動力 1kW以上
23	反応施設、乾燥炉及び焼成炉	トリポリリン酸ナトリウムの製造用（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）	原料処理能力 80kg/時以上 火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上
24	溶解炉	鉛の第二次精錬用（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板、線の製造用	バーナー燃焼能力 10ℓ/時以上 変圧器定格容量 40kVA以上
25	溶解炉	鉛蓄電池製造用	バーナー燃焼能力 4ℓ/時以上 変圧器定格容量 20kVA以上
26	溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	鉛系顔料製造用	容量 0.1 m <sup>3</sup> 以上 バーナー燃焼能力 4ℓ/時以上 変圧器定格容量 20kVA以上

備考 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1における項番号を指します。

大気関係選任対象施設（有害物質を発生するばい煙発生施設以外）  
（業種・規模によって、法律の対象か条例の対象が変わります。）

項番号	施設の種類	施設の使用用途	能力・規模
1	ボイラー	熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。	伝熱面積 10㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上
2	ガス発生炉及び加熱炉	水性ガス又は油ガスの発生用	原料石炭・コークス処理能力 20t/日以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上
3	焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（表1の第14項に掲げるものを除く。）	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用	原料処理能力 1t/時以上
4	溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（表1の第14項に掲げるものを除く。）	金属の精錬用	
5	溶解炉（こしき炉並びに表1の第14項、第24項、第25項、第26項に掲げるものを除く。）	金属の精製又は鑄造用	火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
6	加熱炉	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用	
7	加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品等の製造用	
8	触媒再生塔	石油の精製の用に供する流動接触分解装置に限る。	触媒に附着の炭素燃焼能力 200kg/時以上
8の2	燃焼炉	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置に限る。	バーナー燃焼能力 6ℓ/時以上
9	焼成炉及び溶融炉	窯業製品の製造用（表1の第9項に掲げるものを除く。）	火格子面積 1㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
10	反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（表1の第26項に掲げるものを除く。）	無機化学工業品又は食料品の製造用	火格子面積 1㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
11	乾燥炉（表1の第14項及び第23項に掲げるものを除く。）		
12	電気炉	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用	変圧器定格容量 1,000kVA以上
27	吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸の製造用	硝酸合成・漂白・濃縮能力 100kg/時以上
28	コークス炉		原料処理能力 20t/日以上
29	ガスタービン		燃焼能力 50ℓ/時以上
30	ディーゼル機関		
31	ガス機関		燃焼能力 35ℓ/時以上
32	ガソリン機関		

- 備考 1 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1における項番号を指します。  
2 大気汚染防止法施行令別表第1第13項の廃棄物焼却炉については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、技術管理者の選任が必要となります。

特定粉じん関係選任対象施設

項番号	施設の種類	能力・規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿（せん）孔機	

- 備考 1 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の2における項番号を指します。  
 2 この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式ものを除きます。  
 3 この表中の「能力・規模」の欄に記載した3.7kW、2.2kWは、それぞれ5馬力、3馬力に相当します。

一般粉じん関係選任対象施設

項番号	施設の種類	能力・規模
1	コークス炉	原料処理能力 50t/日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。）又は土石の堆積場	面積 1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限る、密閉式ものを除く。）	ベルトの幅75cm以上またはバケットの内容積 0.03㎡以上
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力 75kW以上
5	ふるい（鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力 15kW以上

備考 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2における項番号を指します。

